04　天野山鳥獣保護区

1:10000
0　250　500 m
N

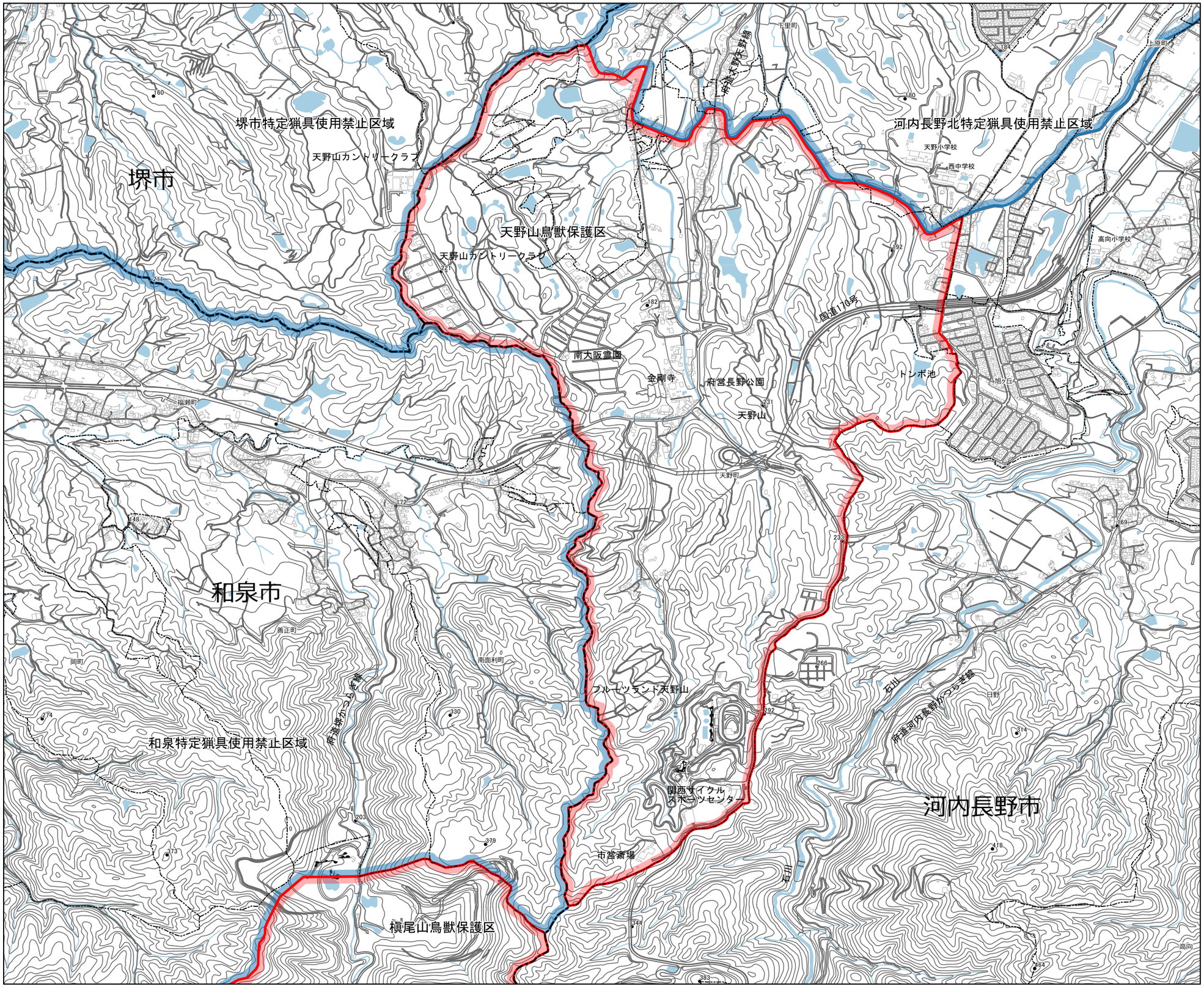

【全体図】

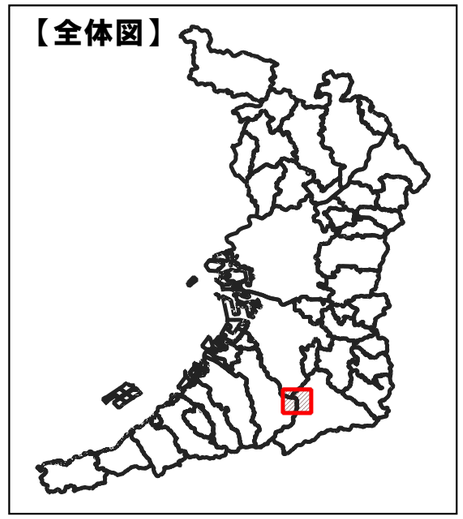

【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃）
- 鳥獣保護区（他府県）

【指定区域】

河内長野市天野町、同市下里町及び堺市との交点を起点とし、同点から河内長野市天野町と同市下里町との境界を南進し、下里農道との交点に至り、同点から同農道を東進し、市道門前下里線との交点に至り、同市道を南進し、市道下里口上条線との交点に至り、同点から同市道を東進し、国道170号（旧道）との交点（市立天野少年球技場付近）に至り、同国道を東進し、河内長野市天野町、同市下里町及び同市小山田町との交点に至る。同点から市道高向広野線を南進し、同線と接続している小道（同市天野町と同市旭ヶ丘の境界線）に至り、同点から同小道を南進し、同市天野町と同市日野との境界に至り、同境界を南西進し、同市天野町、同市日野及び和泉市との交点に至り、同点から河内長野市と和泉市の境界線を北進し、河内長野市、和泉市、堺市との境界の交点に至り、同点から河内長野市と堺市の境界を北進して起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）　R4JHs　414」